

医療費控除の申告のしかた

確定申告や住民税申告で医療費控除を申告すると、税金の金額が少なくなったり、所得税の還付があったりする場合があります。(支払った医療費の還付ではありません。)

医療費控除を申告するとき

- ✓ 提出する書類 **医療費控除の明細書**
- ✓ 対象となる期間 1年間(1月1日~12月31日)に支払った医療費
- ✓ どなたの医療費 申告される方や生計を一にするご家族の医療費
- ✓ 対象となる医療費

| 医療費控除の対象 | 控除の対象に含まれないもの |
|--|---|
| ◆ 医師、歯科医師による診療や治療の対価 ◆ <u>治療のためのあん摩マッサージ指圧師、針師などによる施術の対価</u> ◆ 助産師による分べんの介助の対価 ◆ 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価 ◆ 治療や療養に必要な医薬品の購入の対価 ◆ 治療のための医療用器具の購入や貸借費用 | ◆ 容姿を美化の目的で行った整形手術の費用 ◆ 健康診断の費用 ◆ インフルエンザ等の予防接種の費用 ◆ 病気の予防や健康増進のためのサプリメント購入費用 ◆ 治療を受けるために必要ではない、眼鏡や補聴器の購入費用 |

- ✓ 対象になるものと対象にならないものがある項目

通院費

- 電車やバスなどの公共交通機関の交通費は対象になります。
※タクシー代は、電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合のみ対象になります。
- × 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金は対象になりません。

入院時の費用

- 食事代は対象になります。
- 部屋代は対象になります。
※個室の費用(差額ベッド代)は、医師の指示で個室となった場合のみ対象となります。
- × 日用品や衣服(パジャマなど)の購入費は対象になりません。
- × 付き添いの方の布団代や食事代は対象になりません。

歯の矯正・義歯

- 歯の矯正、義歯ともに、治療のためのものであれば対象になります。
- × 美容の目的であれば対象になりません。

紙おむつ

- 「おむつ使用証明書」がある場合のみ対象になります。
※証明書がない場合は、対象にはなりませんのでご注意ください。

- ✓ 領収書の保存 申告した医療費の領収書は**5年間**の保存が義務付けられています。
※確定申告時に領収書の提出は不要です。
提出書類の「医療費控除の明細書」を必ず作成してください。

介護保険制度のサービスと医療費控除

✓ 施設サービス

| 施設名 | 医療費控除の対象 | 医療費控除の対象とならないもの |
|--|---|-----------------|
| ◆ 指定介護老人福祉施設 ◆ 指定地域密着型介護老人福祉施設 | 施設サービス（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1に相当する金額 | ・ 日常生活費 |
| ◆ 介護老人保健施設 ◆ 指定介護療養型医療施設 ◆ 介護医療院 | 施設サービス（介護費、食費及び居住費）として支払った額 | ・ 特別なサービス費用 |

➤ 指定介護老人福祉施設等の領収書には、医療費控除の対象額が記載されています。

✓ 居宅サービス

医療費控除の対象となる主な居宅サービスは「医療費控除を受けられる方へ」または、国税庁のホームページをご覧ください。

セルフメディケーション税制 ※通常の医療費控除を申告する場合は、受けられません！

一般的な医療費控除とは異なり、健康の保持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、自分または生計を一にするご家族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合にうけることができる控除のことです。一般の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除は、いずれかを選択して申告します。

✓ 申告ができる方

申告しようとする年分に健康の保持増進や疾病の予防への取組として「一定の取組」を行っておられる方が対象になります。

「一定の取組」とは

- 1、保険者（健康保険組合など）が実施する健康診査（人間ドック、各種検診等）
- 2、予防接種（定期予防接種、インフルエンザワクチンの予防接種）
- 3、勤務先で実施する定期健康診断
- 4、特定健康診査、特定保健指導
- 5、市町村が健康増進事業として実施するがん検診

✓ 特定一般用医薬品

医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）やドラッグストアで購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品（スイッチ OTC 医薬品）のことです。

スイッチ OTC 医薬品の特徴

- 1、対象商品には領収書に記載がある
- 2、商品のパッケージに右のマークがついている

詳しい対象品目は、厚生労働省ホームページに記載してある「対象品目一覧」をご確認ください。



✓ 計 算 方 法

セルフメディケーション税制にかかる医療費控除額(上限 8 万 8 千円) =

特定一般医薬品の購入費

補てんされる金額
(受け取った保険金)

12,000 円